

予算規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第26号

予算規則の一部を改正する規則

予算規則（昭和39年岩手県規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）
[略]	[略]
岩手県環境保健研究センター	岩手県環境保健研究センター
<u>岩手県立水沢高等看護学院</u>	
岩手県立一関高等看護学院	岩手県立一関高等看護学院
[略]	[略]
岩手県先端科学技術研究センター	岩手県先端科学技術研究センター
	<u>岩手県工業技術集積支援センター</u>
岩手県立産業技術短期大学校	岩手県立産業技術短期大学校
[略]	[略]
岩手県立大船渡職業能力開発センター	岩手県立大船渡職業能力開発センター
<u>岩手県立久慈職業能力開発センター</u>	
岩手県漁業取締事務所	岩手県漁業取締事務所
[略]	[略]
二戸教育事務所	二戸教育事務所
	<u>岩手県立一関第一高等学校附属中学校</u>
岩手県立盛岡第一高等学校	岩手県立盛岡第一高等学校
[略]	[略]
岩手県立岩谷堂高等学校	岩手県立岩谷堂高等学校
<u>岩手県立岩谷堂農林高等学校</u>	
岩手県立一関第一高等学校	岩手県立一関第一高等学校
[略]	[略]
<u>岩手県立釜石工業高等学校</u>	<u>岩手県立釜石商工高等学校</u>
<u>岩手県立釜石商業高等学校</u>	
[略]	[略]
<u>岩手県立盲学校</u>	<u>岩手県立盛岡視覚支援学校</u>
<u>岩手県立盛岡聾学校</u>	<u>岩手県立盛岡聴覚支援学校</u>
<u>岩手県立盛岡養護学校</u>	<u>岩手県立盛岡となん支援学校</u>
<u>岩手県立青山養護学校</u>	<u>岩手県立盛岡青松支援学校</u>
<u>岩手県立松園養護学校</u>	
<u>岩手県立盛岡高等養護学校</u>	<u>岩手県立盛岡峰南高等支援学校</u>
<u>岩手県立みたけ養護学校</u>	<u>岩手県立盛岡みたけ支援学校</u>
<u>岩手県立花巻養護学校</u>	<u>岩手県立花巻清風支援学校</u>

岩手県立前沢養護学校

[略]

岩手県立気仙養護学校

岩手県立釜石養護学校

岩手県立宮古養護学校

岩手県立久慈養護学校

[略]

岩手県立前沢明峰支援学校

[略]

岩手県立気仙光陵支援学校

岩手県立釜石祥雲支援学校

岩手県立宮古恵風支援学校

岩手県立久慈拓陽支援学校

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。